

## 日中一時受入事業の概要

### 【趣 旨】

在宅障害児（者）の保護者又は家族の疾病、事故等の事由により、日中において監護する者がいない場合に、一時的に施設や病院で受入を行い、日中の支援を行う。

### 【根 拠】

- ・障害者総合支援法第 77 条第 3 項（地域生活支援事業）
- ・名古屋市障害児（者）日中一時受入事業実施要綱

### 【登録事業所の主な要件】

- （1）短期入所事業所
- （2）市内の生活介護事業所（ただし、当該生活介護事業所に係る運営規程上の営業時間外に限る）

<短期入所事業所・生活介護事業所の取扱いの違い>

区 分	（1）短期入所事業所	（2）市内の生活介護事業所
障 害 種 別	在宅の障害児、障害者（R6.4.1～）	
受 入 可 能 時 間	短期入所事業所の営業時間内 （宿泊は不可）	生活介護事業所の運営規程上の 営業時間外（早朝・夕方以降） （宿泊は不可）
対 象 者	短期入所の支給決定を受けた者	・短期入所の支給決定を受けた者 ・同一敷地の連続利用にあたっては、 サービス等利用計画案等により必要性 の認められた者
同一敷地の 連 続 利 用	一部可 日中活動系サービス等（※）の利用者が当該サービスの営業時間外に日中一時 受入を利用する場合は、同一敷地内の日中一時受入事業所の利用可とする。 ※生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター	
利 用 日 数 （ 時 間 ）	短期入所の支給量の範囲内	

<利用者負担額>

ひと月のサービス利用の結果、日中一時受入事業の利用者負担額と国制度の障害福祉サービスの利用者負担額の合計が、障害福祉サービスの利用者負担上限月額に達するまでは、サービス費用の1割を負担する。